

## 令和6年度健康診査受診促進事業（広報）委託仕様書

### 1 趣旨

厚生労働省が公表している国民医療費によれば、佐賀県（以下、「県」という。）の市町村国民健康保険の1人当たり年齢調整後医療費は令和3年度において46万6,529円で全国1位であった。

特に生活習慣病は、1件当たりの医療費が高額になることが多く、県の医療費の3割以上を占め、また、自覚症状がないまま進行し、気づかぬうちに重症化することがあることから対策が必要である。

特定健康診査は、そうした生活習慣病のリスクを早期発見し、予防・改善に効果的であるが、県の実施率は、全国平均を下回っており、周知・広報により実施率の向上を図る。

また、健康増進法において定められている各種健康診査についても、併せて受診を促すことにより、更なる健康保持を成し遂げる。

よって、市町国民健康保険の被保険者の健康保持のため、特定健康診査をはじめとする「健康診査」全般の受診者を増やすような広報を実施する。

### 2 目標

市町国民健康保険の被保険者が、次の事項を認知し、これまで健康診査を受診していない方に受診するなどの行動変容を促すとともに、受診する習慣を醸成する。

- (1) 健康診査は、自身の身体の状態を把握し健康を保持するために効果的であること
- (2) 受診結果が出たら生活習慣を見直し、必要に応じて医療機関への相談を行うこと。

### 3 対象

国民健康保険の全ての被保険者を対象とする。

### 4 業務委託期間

契約締結の日～令和7年3月24日（月曜日）

### 5 業務内容

#### (1) 情報発信業務

2の目標を達成するために情報発信を行うこと。

- ① 提案書には、次の（ア）～（ウ）の事項を必ず具体的に記載すること。
  - （ア） 広報に用いる媒体（新聞、YouTube、ポスター等）及びその媒体を用いる理由
  - （イ） （ア）で提案した各媒体の発信回数及び単価
  - （ウ） （ア）でポスター、チラシ等を提案する場合は、配布先、掲載先
- ② 多くの県民が見聞きし、健康診査受診への行動変容につながる効果的な情報発信を提案すること。

#### (2) コンテンツ制作業務

(1)において、提案した広報媒体で使用するコンテンツ（動画、音源、ポスターデザインなど）を制作すること。

- ① 提案書には動画等のコンセプト、制作単価等を具体的に記載すること。
- ② 過去に類似の広報を受託し実施したことがある場合は、その際に制作したコンテンツに係る資料を提案書に添付すること。

### (3) 効果検証業務

実施した広報について効果検証を実施し県に報告すること。提案書には、効果検証方法（例：ウェブアンケートにより〇〇人以上からアンケートを実施、街頭インタビューを実施など）等を記載すること。

### (4) 上記以外の事業

2の目標達成に効果的だと考えられる取組（例：イベントでの広報ブースの出展など）については提案してよい。ただし、考えられる次の経費については、事業経費に含めることができない。

- ① 事業参加者、対象者に対し配布や提供する商品（ティッシュ、タオル、ボールペン、試供品、万歩計、健康グッズ、バッグ、手帳カバー、マスクケース、うちわ、ウェアラブル端末等）、賞金、景品、金券、食事代等
- ② 事業に参加するために係る参加費、民間事業所（スポーツ施設等）の利用料
- ③ 事業参加者、対象者に対し配布や提供する紙媒体及び電子媒体以外の教材

## 6 成果物等

- (1) 実績報告書
- (2) 制作したコンテンツ
- (3) 効果検証結果資料

## 7 予算額

15,000,000円以内（消費税額及び地方消費税額を含む）

## 8 委託料の支払方法

完了払

## 9 留意事項

- (1) 企画案は、できる限り具体的で、かつ、確実に実施できる内容とすること。
- (2) 企画案には、委託業務にかかる見積（消費税及び地方消費税含む）を含ませること。
- (3) 業務の遂行に当たっては、県と随時に打合せをして行うこととする。
- (4) 業務の遂行に当たり、第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (5) 受注者が本業務委託により制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、県に帰属するものとし、県は、これらの制作物（制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等）を無償で自由に二次利用できるものとする。また、受注者は、県に対して著作権法18条から第20条に規定する著作者人格権を行使しないものとする。
- (6) その他、この契約にあたり個人情報の取り扱いには、「個人情報の保護に関する法律」及び県の定める「情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- (7) 県が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。
- (8) 契約時の本仕様書は、佐賀県と最優秀提案者との間で、実施内容の協議を行った上で定めるものとする。